

福祉新聞 2008年12月8日

<介護報酬改定 有資格者の雇用を評価>

常勤職員割合にも着目

社保審分科会 給与水準公表義務には賛否

厚生労働省は11月28日、社会保障審議会介護給付費分科会（大森彌座長）を開き、介護従事者の処遇改善に向けた介護報酬改定の論点を提示した。介護福祉士など有資格者を多く雇用する事業所を評価するほか、一定の勤続年数を持つ職員の割合、常勤職員の割合に着目した評価を検討する。職員の給与水準などの公表を事業所に義務付けることには賛否が分かれた。グループホームの報酬改定の論点としては、利用者の重度化に対応した看取りの評価などを挙げた。

介護従事者の処遇改善は今回の報酬改定の最大の目玉だが、厚労省はその対応の視点として夜勤など負担がかかる業務に対する人員の確保、能力に応じた給与の確保、

賃金の地域差の反映の3つを挙げ、「能力に応じた給与の確保」は全サービスに共通する事項として同日の会で議論を求めた。

厚労省は「介護従事者個々人のサービスの質を測る指標は現在存在しない」とし、代替的な指標として「資格を持っていること」、「事業所への定着度」を用いることを提案。介護福祉士を多く雇用することや、職員の勤続年数を評価する意向を示した。

また、夜勤があり常時一定量の業務がある施設では、常勤職員の存在がサービスの安定につながると判断。職員の定着に効果があった方策として、「非正社員から正社員への転換」を挙げた施設が多いとの調査結果も踏まえ、施設サービスでは常勤職員の割合に着目して評価する。

これに対して委員からは「勤続年数とサービスの質の関係は明らかではない。暫定的な指標とすべき」、「勤続年数で評価すると、新設の事業所が不利になるのではないかなど、勤続年数による評価への否定的な意見が相次いだ。

介護報酬を3%引き上げることと併せて介護従事者の給与水準を公表することを求める意見も根強いが、厚労省はその義務化について賛否両論を併記。

委員からは「公表の義務化は非現実的」、「人件費比率は公表を義務付けるべき」、「当初は自主公表とし、段階的に広げるべき」など様々な意見が飛び交った。

2008年度 療養病床転換意向調査結果(26道府県)における転換予定病床数

回答病床数	医療療養病床 131,967		転換予定年度				11年度末累計 (括弧内は回答病床数に占める割合)
	医療療養病床	介護療養病床 57,425	08年度	09年度	10年度	11年度	
転換元	転換元						
介護療養型 老人保健施設	医療療養病床		241	1,161	1,101	1,949	4,452 (3%)
	介護療養病床		693	1,731	2,145	12,116	16,685 (29%)
未定	医療療養病床		—	—	—	14,047	14,047 (11%)
	介護療養病床		—	—	—	16,153	16,153 (28%)
介護老人 保健施設	医療療養病床		209	267	266	625	1,367 (1%)
	介護療養病床		256	144	405	1,644	2,449 (4%)
医療療養病床	医療療養病床		—	—	—	103,200	103,200 (78%)
	介護療養病床		2,335	2,529	1,515	10,343	16,722 (29%)
その他	医療療養病床		2,982	1,913	814	3,192	8,901 (7%)
	介護療養病床		527	405	455	4,029	5,416 (10%)

※42道府県の転換意向調査結果のうち、介護療養型老人保健施設への転換予定病床数が明記された26道府県の結果を厚生労働省老健局老人保健課にて集計。08年度の転換予定病床数には、すでに転換した老人保健施設の病床数も含む。

GHの看取りも評価

厚労省はこのほか、個別のサービスの報酬改定の論点として、認知症に関連する事項や、療養型老人保健施設について証明した。

グループホームについては利用者の重度化に伴う看取りの評価を提案。利用者が退居した後のサービス利用に関する相談支援も評価する考えを示した。

老健施設で軽度の認知症入所者に行う認知症短期集中リハビリテーションは、中等度、重度の人にも有効性が確認できたことを受け、対象を拡大するよう提案。また、理学療法士などの有資格者を配置した介護療養型医療施設や通所リハビリテーション事業所でも実施できるようにする考えも示した。

通所サービスに設けた若年性認知症ケア加算はあまり算定されていないことから、施設やグループホームでも算定できるよう対象を広げる方針。また、認知症診断を促すため、老健施設の医師が鑑別診断を目的として入所者を認知症疾患医療センターに紹介した場合の評価も検討する。

療養型老健転換は低調

療養病床の転換先として設けた療養型老健施設については、転換後も要介護度の高い人がいることが判明。医薬品費なども転換前と差がないことから、医療サービスに要するコストの評価を再検討する。

療養型老健の施設要件についても、周辺の医療機関の有無や転換前の医療機関の規模を踏まえて特例を設ける方針。しかし、委員からは「今の療養型老健の介護報酬ではとてもやっていけない」といった不満の声が漏れた。

なお、厚労省が集計した26道府県の介護療養病床（5万7425床）の転換意向調査の結果によると、2011年度末までに療養型老健に転換する病床は29%。医療療養病床への転換も29%で、未定が28%、その他が10%だった。

同様に、26道府県の医療療養病床（13万1967床）のうち、78%は11年度末になっても医療療養病床のまま存続することが判明。未定が11%で療養型老健に転換するのはわずか3%だった。